総合福祉部会 第5回

H22. 7. 27

追加資料2

だい かいそうごうふくしぶかい しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん (第5回総合福祉部会)「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見 ていしゅついいん みた ゆうこ 提出委員 三田 優子

ぶんや ほう りねん もくてき はんい 分野A 法の理念・目的・範囲

こうもく ほう めいしょう 項 目 A-1 法の名称

^{5んてん} 論 点 A- 1 - 1) 法の名称についてどう考えるか?

けつろん **〇結論**

いま 今はこれでいいと思います。ただし、ほかにいい考えがうかばないので、というのが ほんとう そうごうふくしほう すこ 本 当で、総 合 福祉法ときくと、少しわかりにくいいんしょうもあるのは事実です。 りゅう

〇理由

じりつしえんほう じりつ つか おお ひと ごかい 自立支援法で「自立」ということばを使ったために、多くの人が誤解したり、いやな おも しょうがいしゃそうごうふくしほう きたい しょうがいしゃ 思いをしました。ことばは大事です。障害者総合福祉法に期待しているのは「障害者 けんり まも あんしん くの権利が守られ安心して暮らせること」だと思うので「権利」ということばをいれたい きも 気持ちもありますが、それは「障害者基本法」にこめたいと考えました。

そうごうふくしほう だれ なに 論 点 A-2-1) そもそも、この総 合 福祉法は、誰の何のためにつくるのか?

けつろん **〇結論**

ほうりつ しょうがい ひと おな じぶん 法 律 は 障 害 のある人 のため、また 障 害 のある人 が 障 害 のない人 と同じように自分 の権利が 守 られ 安 心 して暮らせるためにつくるのだと思います。しかし、それを 実 現 するためにはいろいろな 応 援 をするたちばの 国 や 市 町 村 や、 障 害 のない人 たちの きょうりょく ひつよう は の理念 (大事な考え)を知ってもらうためにも、作る途 中 だいじ かんげい ひと は かんけい ひと も大事で、なぜこの 法 律 が 必 要 かをもっと福祉に 関係ない人にもうったえていくこと がとても 必 要 だと 思います。

りゆう

しょうがい たにん じぶん かんけい おも ざんねん いま にほんじん 障害は他人ごと (自分とは関係ない)と思うことじたいが残念なことで、今、日本人 にん ひとり しょうがい たいせつ の 18人に1人ぐらいに障害があり、どのひとにも大切なことだからです。

ろんてん けんぽう しょうがいしゃきほんほうとう そうごうふくしほう かんけい かんが 論 点 A-2-2) 憲法、障害者基本法等と「総合福祉法」との関係をどう考える

か?

けつろん **〇結論**

けんぽう しょうがいしゃけんりじょうゃく しょうがい こぶん じんせい じぶん しゅじん 憲 法 や障 害 者権利条 約には、障 害があってもなくても自分の人 生を自分が主 人 こう いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱん しょうがいしゃきほんほう じぶん くりだった 障 害のある人が、本 当に自分の暮らしを実 現するために、障 害 者基本法では、憲 法と障 害 者権利条 約の意味をわかりやすくまず書くべきです。権利が守られるばかまるとこそ、総合福祉法が役に立つからです。新しい障害者基本法の理念(大事な考え)まべつきんしほう ぎゃくたいぼうしほう ほうりつ たんじょう は、総合福祉法だけでなく、差別禁止法や虐待防止法といった法律の誕生にも生かされると思います。

りゆう 〇理由

こうもく りねんきてい 項目A-3 理念規定

| しょうがいしゃけんりじょうやく はご きゃくたい けんり しゅたい てんかん いがく 論 点 A-3-1) | 障 害 者権利条 約の「保護の客 体から権利の主 体への転 換」「医学もでる しゃかいもでる てんかん りねんきてい かんが モデルから社会モデルへの転換」をふまえた理念規定についてどう考えるか? けつろん

けつろん 〇結論

さんせい たいせつ しょうがい なまえ てちょう か しょうがい おも かる 賛 成です。大 切なのは、障 害の名前や手 帳に書いてある障 害の重 さ・軽 さなどで れいがい ひと べつ つく 「例 外」(この人は別、とすること)を作らないことです。

りゆう

すいしんかいぎ ちいき せいかつ けんり めいき ふかけつ かくにん 油 点 A-3-2) 推 進 会議では「地域で 生 活 する権利」の明記が不可欠との 確 認 がさ すいしんかいぎ だいいちじいけんしょ しょうがいしゃ みずか せんたく ちいき れ、推 進 会議・第一次意見書では「すべての障害者が、自ら選択した地域において じりつ せいかつ いとな けんり ゆう かくにん 自立した 生 活 を営む権利を有することを確認するとともに、その実現のための支援せいど こうちく めざ しる う きてい 制度の構築を目指す」と記された。これを受けた規定をどうするか?

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃけんりじょうゃく じょう す だれ き 障害者権利条約の19条にあるように、どこに住むか、それを誰が決めるかは、

障害者支援でまず大切にされなくてはならないことです。

そうごうふくしほう なかみ みんぽう ほうりつ ふょうぎむしゃ 総合福祉法で中身をかんがえるいっぽうで、民法という法律にある扶養義務者(ふ ようぎむしゃ:障害者にかわって親などが責任をもたされる) のことも 「地域で生活 けんり おお しょうがい ひと ほんとう けんり する権利」に大きくかんけいしてくると思われます。障 害のある人が本 当に「権利の しゅたい しゃかい いちいん けんり かんけいほう じゅうょう おも 主体(社会の一員として権利をもつ)」になるかは関係法とのはなしも重要と思い ます。

りゆう **〇**理由

しょうがいしゃ じりつ がいねん とら さい かぞく いぞん 障害者の自立の概念をどう捉えるか?その際、「家族への依存」の ^{ろんてん} 論 点 A−3−3) 問題をどう考えるか?

けつろん **〇結論**

じりつ しょうがい ひと たいせつ けんり まも さべつ う じぶん く 自立とは、障 害のある人が、大 切な権利が守られ、差別も受けず、自分の暮らしを あんしん かんが じぶん ひと だれ たす じぶん じりっ安 心 して 考 えられるときに、自分で (人 によっては 誰 かに 助 けてもらって) 自分の自立 のあり方を決めることではないかと思います。

しまん 自立したいのにできないことをどう支援するか、依存したくないのにそうするしかないこ しえん はし とにどう支援するか、という話ではないでしょうか。自分の人 生を自分で決めていくこ じぶん しょうがい おも ひと こみゅにけーしょん むずか おもとは、障 害の重い(といわれている)人でもコミュニケーションが難しい(と思われ でいる)人 でもおなじくらい 大 切 なことだと 思 います。

かぞく いぞん しょうがい ひと $\dot{z} - \ddot{u} \dot{z}$ 家族への依存は、障害のある人のせいではなく、サービスの貧しさなどから家族にま たよ かせて頼ってきたことによるぶぶんが大きいので、やはり必要なことを準備すること がまず**必** 要と思います。

しょうがいしゃふくし かんけいしゃ しょうがいしゃ じりつ ちいきまた、障害者福祉の関係者が「障害者の自立」ということばをつかいすぎると地域 での応援団(市民)は、違和感(へんな気持ち)をもつと思います。それに、「みんな誰 たす い さくせん しょうがいしゃ ちいきせいかつ あ まえ かから助けられて生きている」という作戦でないと、障害者の地域生活は当たり前 にならないと思います。

りゆう 〇理由

しょうがい ひと じりつ かんが き かんが たとえば「障害のない人の自立」はなにか、を考えるとはっきり決めることは難しい ばら かせ じりつ なに じぶん くとも働いて稼ぐことだけが自立ではないし、何もかも自分でできることでもないと思 えんじょ ひと じりつ みみ いたいます。援助する人も自立しているのかときかれたら耳が痛いはずです。

じりつ はし しょうがい ひと こうれいしゃ えんじょ ひつよう お 自立の話は、障害のある人だけでなく、高齢者やほかの援助が必要なひとを追い こ ひむときによくでてきます。これまでも「自立できないから入所」とか「自立のための くんれん ごうかく まいきせいかつ つか れきし 割練に合格しないと地域生活はむり」と使われた歴史もあります。そこには「能力」 がはかられるばかりで、障害のある人が、自立してみよう、自立のためにがんばろう、と思える支援もありません。障害者を支援する人で、障害のある人にわかりやすく 「自立」のことを話せる人さえ、あまりいないと感じています。

こうもく しえん さーびす せんたくけん ぜんてい じゅきゅうけん 項目A-4 支援(サービス)選択権を前提とした受給権

たんでん ちいき せいかつ けんり たんぽ さーびすせんたくけん ぜんてい論 点 A-4-1) 「地域で生活する権利」を担保していくために、サービス選択権を前提 じゅきゅうけん ひつよう いけん とした受給権が必要との意見があるが、これについてどう考えるか?

けつろん **〇結論**

ひつよう ちいき せいかつ けんり おお ほうりつ しめ 必要です。しかし、まず「地域で生活する権利」が大きく法律で示されてから、のはし じゅきゅうけん けんり しょうがい ひと じぶん きぼう ひつよう しえん話です。また受給権そのものも権利で、障害のある人が自分の希望や必要な支援を、じぶん き ほしょう なか いみ自分で決められる保障もない中では意味がありません。

しょうがい おも ひと ほんにん かんが き えら でと ひと あた 障害の重い人で、本人が考えて決めたり選んだりできない人にも等しく与えられ じゅきゅうけん てこその受給権です。

りゅう 〇理由

ろんてん 論 点 A-4-2) 条 約 第 19条の「特 定の生 活 様 式 を義務づけられないこと」をふま きてい も こ えた規定を盛り込むか、盛り込むとしたらどのように盛り込むか?

of to 3ん O結論

整り込むべきです。「障害があってもどこで誰と暮らすかを決める権利がある」にかいてきにゅうによりない。 いっよう いい はなめ 入所・社会的入院(必要ないのに入れたままにしている)は権利侵害である」とはっきり書かないと、障害のある人の特定の生活様式 (こんなかたちで暮らしなさい)を「訓練のため」「守るため」「障害があるから」といったよくわからない理由で押し付けられてしまう可能性があるからです。地域移行をすすめようという流れになっても少しも進まないのは、生活の場所、生活の仕方が権利の話だということがわかりづらいからだと思います。

もいき せいかつ ひと しんぱい もちろん、地域で生活する人にとってもおなじような心配はあります。どこにあって じょう たいせつ にゅうしょしせつ びょういん おも 19条は大切で、入所施設や病院だけではないと思います。

りゆう

して けってい けんりほしょう じゅうょう 自己 決 定 や権利 保 障 にかかわる 重 要 なものだからです。これをぬきにして、地域せいかつしえん さーびす ちいきせいかついこう ちゅうとはんぱ 生 活 支援のさまざまなサービスはすすまないし、地域 生 活 移行も中途 半端なものになってしまうから。

ろんてん しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう くに ちほうこうきょう 論 点 A-4-3) 障害者の福祉支援(サービス)提供にかかる国ならびに地方公共 だんたい やくわり かんが 団体の役割をどう考えるか?

けつろん **〇結論**

ちいき せいかつ けんり ちほうこうきょうだんたい き 地域で生活する権利については、地方公共団体がばらばらに決めるべきことではなく、 こくほう お とどうふけん けんり ほんとう まも ちぇっく 国法で押さえるものです。都道府県は、その権利が本当に守られているかをチェックすしく つく けんり ほしょう つと おも る仕組みを作り、権利の保障に務めるべきだと思います。

ちいき ちほうこうきょうだんたい さーびす つく しみんけいはつ ちほう 地域のとくちょうに合わせて、地方公共団体でサービスを創ったり、市民啓発は地方こうきょうだんたい き さい ちいきじりつしえんきょうぎかい いっしょ かんが公共団体が決めていいと思うが、その際には地域自立支援協議会などと一緒に考えることが大切であると思います。

りゆう 〇理由

こうもく ほう しゅびはんい 項 目 A-5 法の守備範囲

5んてん 論 点 A-5-1) 「総 合 福祉法」の守備範囲をどう考えるか?福祉サービス以外の、医療、 ろうどうぶんや こみゅにけーしょん しょうがいじ こうれいしゃ ぶんや きのうぶんたん せいど 労働分野、コミュニケーション、また、障害児、高齢者の分野との機能分担や(制度 たにま う れんけい すいしんかいぎ ほうこうせい そ かたち すす の谷間を生まない)連携について推進会議の方向性に沿った形でどう進めていくか?

けつろん **〇結論**

いりょう いりょうほう まか 医療は医療法に任せるべきですが、障害があることで必要な医療が受けられない、 こみゅにけーしょん と しゃかいさんか できないなど、権利がまもられていないことは ふくしほう かば 福祉法でもカバーすべきです。例えば、精神科医療について、自由に外に出られない ない ではいさんしゃおん ぶずまん せいど おかしいところ、よくないとこ おと さんあるので、第三者オンブズマンの制度(おかしいところ、よくないところなどを教えてくれる人が)を作って活動すれば、権利条約の「特定の生活様式」 おおさか じっせき 変えることにもつながります(大阪で実績あり)。

しょうがい ひと こべっしえんけいかく つく かんが いま たてわ 障害のある人の個別支援計画を作ることを考えると、今まで縦割りでなかなかれんけい $t_{1}^{t_{1}}$ は $t_{2}^{t_{1}}$ がと しょうがい ひと 連携の難しかったものをつなぐのは、障害のある人に寄りそう人(障害のある人が $t_{2}^{t_{1}}$ ひと $t_{2}^{t_{2}}$ びと $t_{3}^{t_{1}}$ びと $t_{4}^{t_{2}}$ びと $t_{4}^{t_{3}}$ びと $t_{4}^{t_{4}}$ 選んだ人とか)の役割も大きいので、人を育てることがもっと必要で、そのための

お金もいることになります。

りゆう 〇理由

せいしんほけんふくしほう 精神保健福祉法、 しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、 ろんてん **論 点A-5-2**) ふくしほう た きそん ほうりつ かた なら そうごうふくしほう かんけい かんが 福祉法、その他の既存の法 律のあり方、並びに総 合福祉法との関係についてどう考 えるか?

けつろん **〇結論**

すく せいしんほけんふくしほう いりょう ふくし ま いりょう いっぱんいりょうほう 少なくとも精神保健福祉法は、医療と福祉が混ざっている、医療は一般医療法に、 ン。 ふくし そうごうふくしほう 福祉は総合福祉法にするべきです。

また措置 入 院 が 残 っていることもふくめ、精 神 医 療 のあり 方 は 障 害 者 権利 条 約 ^{たべつきんしほう} ちぇっく みなおし かんが や差別禁止法などでチェックし見 直をすべきだと考えます。

りゆう 〇理由

^{こうもく} 項目A−6 その他

ぶんや ほう りねん もくてき はんい た ろんてんおよ いけん 「分野A 法の理念・目的・範囲」についてのその他の論点及び意見 ろんてん **論 点A**-6-1)

けつろん **〇結論**

しょうがい ひと けんぽう ほしょう けんこう ぶんかてき せいかつ 障害のあるすべての人が、憲法に保障された健康で文化的な生活ができること、 しょうがい さっ ひす くに とどうふけん 障害があることで差別を受けたりしないよう、いろいろなサービスを国や都道府県が ょうい 用意することを目 的とします。

たいしょう しょうがいしゃてちょう ひと げんてい しょうがい しえん ひつよう 対象は、障害者手帳をもっている人に限定しないで、障害をもち、支援の必要な こどもとおとなのうち、この法律のサービスを使うことが認められた人とします。

りゆう 〇理由

ぶんや **分野**B しょうがい はんい障害の範囲

こうもく 項目B-1 ほう たいしょうきてい 法の対象規定

すいしんかいぎ しょうがい ていぎ しゃかいもでる た せいど 推進会議では、障害の定義について、「社会モデルに立った、制度の ろんてん 論 点 B-1-1) たにま う ていぎ かくにん 谷間を生まない定義とする」ことが 確 認 されている。これをふまえた、「総 合 福祉法」 しょうがい ていぎ しえん たいしょうしゃ かん きてい かんが における障害の定義や支援の対象者に関する規定をどう考えるか?

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃてちょう ひと たいしょう せいかつ ひと たいしょう でき 者 手 帳があるかないかによらず、環 境による生活のしづらさをもつ人も対象 にする。

りゆう

ていぎ しょうがい ひと ふ しょうがい めかにずむ 定義しにくい障害をもつ人も増えている。障害のメカニズムがわかるまで待つのではせいかつ じょうきょう ちゅうもく してん ひつよう おもなく、生活しづらい状況に注目しする視点が必要だと思います。

| でりつしえんほう せいていじ ふそく しめ はったつしょうがい こうじのうきのう 論 点 B-1-2) 「自立支援法」制定時の附則で示されていた「発達障害、高次脳機能しょうがい なんびょう まんせいしっかん とう ふく きてい せいげんれっきょ くわ障害、難病(慢性疾患)」等も含みこんだ規定をどうするか?制限列挙で加えほうかつてききているのか、包括的規定にするのか?

けつろん **〇結論**

ほうかつてききてい のぞ かんが 包括的規定が望ましいと考える。 りゅう

〇理由

はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい りかい しんだん ちいきさ こじんさ 発達障害も高次脳機能障害も、その理解や診断にも地域差や個人差があるのが じゅうぶん しえんさーびす じゅうぶん しえんさーびす また、十分な支援サービスはこれからという状態であるから。

こうもく てつづ きてい 項 目 B-2 手続き規定

るんてん 論 点 B-2-1) 障害手帳を持たない高次脳機能障害、発達障害、難病、軽度知的、 なんちょう ゆう もの はいじょ てつづきてい かんが 難聴などを有する者を排除しない手続き規定をどう考えるか?

けつろん **〇結論**

りゅう

^{たっもく} 項目B-3 その他

ろんてん 論 点 B-3-1) 「分野B 障害の範囲」についてのその他の論点及び意見

けつろん 〇結論

りゆう

ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい 分野C 「選 択と決定」(支給決定)

^{こうもく} 項目C−1

 どう考えるか?

けつろん **〇結論**

しえん たい くじょうもう た こじんこじん こうけんにん すうぇーでん ぐっどまん 支援に対する苦情申し立てや、個人個人の後見人 (スウェーデンのグッドマンのよう) なもの) 制度がもっと身近に使えることが重要だと思います。障害者権利条約の いんくるーじょん アンフルージョン」について議論がもっともっと必要です。

じこけってい しえん こうど しえん い しょうがい ひと しえんしゃがわ 自己決定のための支援は、高度な支援とも言えます。障害のある人も、支援者側も しえん ひつよう もんだい おも ぜったい ひつよう 支援が必要な問題だと思います。しかし、絶対に必要なものです。

りゅう **〇**理由

けつろん **〇結論**

- しえんしゃ ぎょうせいしょくいん かぞく えんぱわめんと 支援者 (行政職員もふくめて)、家族のエンパワメント
- ② 子どものときから一般市民の中で過ごす時間が十分にあること
- とく ちょうきにゅうしょ にゅういん けいけん ひと ちいき なか たの じかん ③ 特に長期入所・入院を経験した人が、地域の中でゆったりでき、楽しい時間を 過ごすことを大切にする
- じぶん けんり せつめい か ち りかい おうえん 自分のもつ権利についてわかりやすく説明され、その価値を理解できるよう応援しまかい なんど けいけん てもらう機会を何度でも経験できる

りゆう

びあかうんせりんぐ ぴぁさぽーと いぎ やくわり ふきゅう うえ かだい 論 点 C-1-3) ピアカウンセリング、ピアサポートの意義と 役 割、普 及 する 上 での課題 cついてどう 考 えるか?

けつろん **〇結論**

せいかつ けんり しょうがい とうじしゃ し ひつよう じょうほう こうかん たいけん 地域で生活する権利を障害のある当事者が知り、必要な情報を交換したり、体験を話し合ったりすることは、大切なことで、専門の職員にはできない支援をすること いき ができる意義があります。しかし、その下地(事前に準備すること)として、多くの場面で当事者が参加したり、発言できているか、また、市町村がさまざまな社会参加をすめる仕組みを作っているか、が求められると思います。そうでないと、むずかしい せんもん しょくいん じょうず ことや専門の職員が上手にできないことをすべてピアに任されてしまうかも知れないからです。ピアをひろめる役目の人が、ピアのよさをじゅうぶんにわからないとピアは

たお **倒れてしまうと** 思います。 りゅう

〇理由

けつろん **〇結論**

^{もと} <求められること>

- しえんがわ しょうがい ひと お じったい りかい べっ ほうじん ② 支援側が、障害のある人がこれまで置かれてきた実態を理解する(別の法人やしゅるい ちが しせつ し ひと 種類の違う施設のことを知らない人もいるから)
- ちいきいこう せんもん かか ひと ちいきじりつしえんきょうぎかいたんい お しょうがい ひと 地域移行に専門に関われる人を、地域自立支援協議会単位で置く(障害のある人を含む)

げんじょう かだい **く現 状と課題**>

- しょうがい ひと ちいき く なか しせつ びょういん まし れべる ① 障害のある人が地域で暮らす中で「施設や病院よりはマシ」のレベルになりがち
- ② 権利侵害の予防や対策を考える暇もない忙しさ(人によるが、何でもやらないといけないことになっているひとも)
- ③ やる気のある頼りになる人が倒れてしまう(燃えつきてしまう)
- そうだんしえん たずさ ひと かいてんしき おお そんしつ そだ しく 4 相 談 支援に 携 わる 人 が 回 転 式 になるのは 大 きな 損 失 → 育 てる仕組みを

りゆう

こうもく しょうがいていどくぶん きのう もんだいてん項目 C-2 障害程度区分の機能と問題点

けつろん **〇結論**

- じりつしえんほう かなら しょうがい ひと いこう おも しゅっぱつ しきゅうけってい 自立支援法では必ずしも障害のある人の意向(思い)から出発して支給決定し せつめい ふじゅうぶん ていなかった(事前のお知らせや説明が不十分だったこともある)
- しょうがいていどくぶん ちょうさいん しょうがい りかい やくわり ひと 障 害 程度区分の調 査 員 が 障 害 を理解していなかったり、役 割 をわかっていない人 はくしかくしょうがいしゃ はやくち よ あ いえ せいしんしょうがいしゃ が少なくなかった (視覚障害者に早口で読み上げる、家にこもりがちな精神障害者に説教をするなど)
- $^{tu)}$ かんじんの生活のしづらさに行き着かない調査で、障害のある人はうまく説明できずストレスを感じていた
- th ht th $^{$
- しょうじょう なみ せいしんしょうがいしゃ ちょうさ じき すこ ふくすうかい
 ⑤ 症 状に波のある精 神 障 害 者にとって、調 査の時期は少しづらしたりして複 数 回たず
 尋ねることが大 切。また「できる」「できない」の選 択ではなく、できないときの暮らょうす
 しの様子をていねいに尋ねたり、「できる」という回 答の奥にある実 態を尋ねる必 要がある。
- みまも ふく かいご ひつようど ひつよう ⑥ 「見守り」を含めた介護の必要度をはかる必要がある まおさかせいしんしょうがいしゃれんごうかい ねん じっし にんあん けー とけっか <大阪精神障害者連合会が2005年に実施した1000人アンケート結果から>

りゅう 〇理由

けつろん **〇結論**

りゆう

せんたく けってい しきゅうけってい ぷろせす つーる「選択と決定」(支給決定)プロセスとツール

だい かいすいしんかいぎ しょうがいていどくぶん はいし か きょうぎ ちょうせい 第3回 推進会議では、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整 ろんてん **論 点C-3-1**) しきゅうけっていぷっせす たいせいこうちく ぎろん てんによる支給決定プロセスのための体制構築についての議論がなされた。これらの点 についてどう 考えるか?

けつろん **〇結論**

- しりつしえんきょうぎかい ほうてきこんきょ ちいき しょうがいしゃ く とき ばり あ ② 自立支援協議会に法的根拠をもたせ、地域で障害者が暮らす時、バリアとなる かいしょう けんげん きょうぎかい にーずちょうさ ものについて解消していく権限をもつ協議会とする。ここでニーズ調査のありか たについて協議・調整をおこな**う**。

りゆう 〇理由

しょうがいしゃ に ー ず ちょうさ たにま おき しょうがい ひと みち ていねいな 障 害 者 ニーズききとり 調 査 は、谷間に 置かれた 障 害 のある 人 への 道 を っく ちいきいこう ひつよう さぎょう ぎじゅつ たか 作ったり、地域移行に必要なききとり作業の技術を高めることにもなります。 けあまねじめんと きほん とうじしゃ こえ みみ かたむ さぎょう ケアマネジメントの基本である当事者の声に耳を傾ける作業こそ、 だいじ はしら だいじ はしら かんが 大事な柱だと考えます。

しょうがいていどくぶん はいしご しきゅうけってい しく かんが さい しきゅう 「障害程度区分」廃止後の支給決定の仕組みを考える際に、支給 論 点 C-3-2) ほんにんちゅうしんけいかくとう 本人中心計画等)

けつろん 〇結論

- ほんにんちゅうしんけいかく ふきゅう ひろ ① 本人中心計画の普及(広めること)
- しょうがいとうじしゃ かはんすう し ふふくもう た きかん せっち 障害当事者が過半数を占める不服申し立て機関の設置
- ちょうさいん まにゅある そうだんしえんけんしゅう しょう 3 調査員のためのマニュアルづくり(相談支援研修でも使用できるもの)
- りょうしゃむ つく じぶん けんり ほん 利用者向けに作られた「自分の権利がわかる本」
- しえん たいしょう じれい はい しえん たいしょう じれい はい しえん とこまでが支援の対象 か事例も入った「支援のいろいろがわかる映像や冊子」 しょうがい ひと かんしゅう (障害のある人が監修する)

りゆう 〇理由

ろんてん 論 点 C-3-3) 支給決定に当たって自治体担当者のソーシャルワーク機能をどう きょうか 強化するか?

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ せいかつ い めー じ かいご しえん たいけん こうかてき 障害者の生活についてイメージできるよう、介護や支援の体験をすることは効果的 しょうがい です。資格をもってとはいいませんが、「障害のことはわからない」などと話してがったの しゃかいせい しみんせい たんとうしゃ きぼう かりさせないでほしいです。少なくとも、社会性・市民性をもった担当者を希望します。

りゆう

けつろん **〇結論**

ひつよう なに つか だいじ おも 必 要 です。しかし、何 より 使 いやすさと、わかりやすさが大事かと 思 います。 しかん じかん こんきづよ ほいんと 理解のために時間はかかるかもしれないので 根 気強さもポイントです。

りゅう 〇理由

^{こうもく} 項目C-4 その他

たんてん ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい た ろんてんおよ **論 点 C-4-1**) 「分野C 「選 択 と 決 定 」(支 給 決 定)」についてのその他の 論 点 及

び意見

けつろん **〇結論**

りゆう